



大津市公報

平成 25 年 3 月 22 日
号外 (第 19 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
条 例	
38 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	1

条 例

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。
平成25年 3 月22日

大津市長 越 直 美

大津市条例第38号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例 (平成24年条例第49号) の一部を次のように改正する。
別表市長の部大津市湖都文化推進審議会の項の次に次のように加える。

大津市いじめの防止に関する行動計画策定アドバイザー会議	大津市子どものいじめの防止に関する条例 (平成25年条例第 1 号) 第 9 条第 1 項に規定するいじめの防止に関する行動計画を策定するために必要な事項を調査審議すること。	6 人以内	学識経験を有する者
-----------------------------	---	-------	-----------

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。